

# 郵送による転出証明書の請求書

三原村長 様

請求日：令和 年 月 日

届 出 人	住 所	
	氏 名	Ⓜ (押印してください)
	電話番号	(9時から17時に連絡できる番号)

※異動する本人以外からの届出は出来ません。届出人は、転出者本人が記入してください(代理人の場合は転出者本人からの委任状が必要です)。

新住所		新世帯主	
旧住所	幡多郡三原村	旧世帯主	
※世帯主の方が転出し、ご家族等が残るときの旧住所(三原村)の新世帯主			
本 籍		筆 頭 者	
三原村から転出する予定の日又は転出した日		令和 年 月 日	

※届出日より 15 日以上経過している場合は、届出の遅れた理由書(任意様式)と居住の開始を証明する資料(写)の添付が必要です。

異動者の氏名	生年月日	性別	続柄
<input type="checkbox"/> 届出人に同じ	明・大・昭・平 年 月 日	男・女	
	明・大・昭・平 年 月 日	男・女	
	明・大・昭・平 年 月 日	男・女	
	明・大・昭・平 年 月 日	男・女	
	明・大・昭・平 年 月 日	男・女	
	明・大・昭・平 年 月 日	男・女	

以下の中に該当していたものがあればチェックしてください。

国民年金 国民健康保険 介護保険

子ども手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当

老人医療 乳幼児医療 ひとり親家庭医療 障害者医療

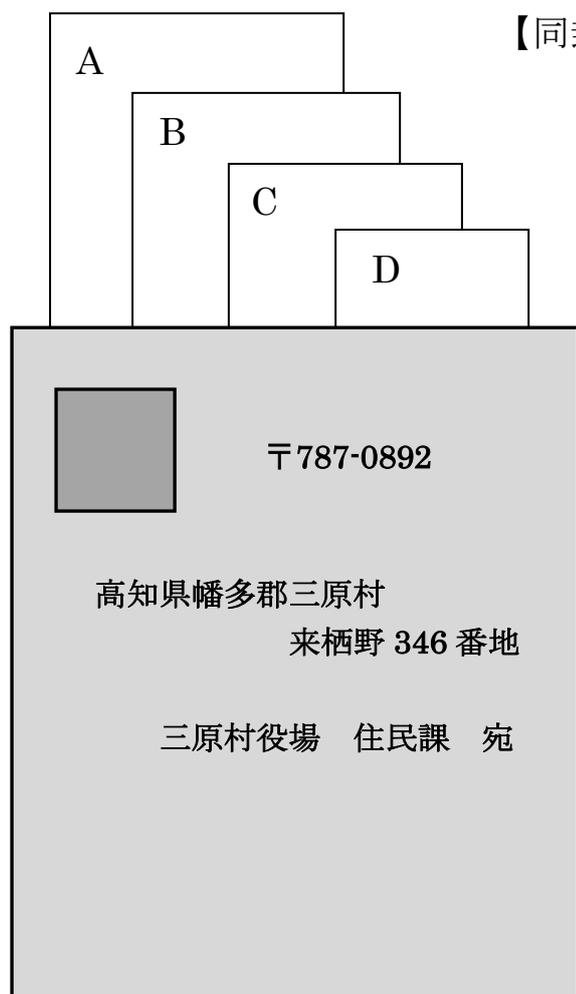
その他 ( )

●送付先：〒787-0892 高知県幡多郡三原村来栖野 346 番地 三原村役場 住民課

●問合せ先：電話番号 0880-46-2111 (代表)

◎裏面もご参照ください。

## ■ 郵送による「転出届」をされる方へ



### 【同封するもの】

次のものをそろえてご請求ください。

#### A 申請書（請求書）

様式をご利用ください。

#### B 本人確認書類

官公署が発行した証明書等で顔写真付きのもの（運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート等）

※上記の証明書がない方は、複数組み合わせせて提示の必要がありますので次の証明書の写しを2点同封ください。

健康保険証、介護保険証、国民年金手帳、年金証書等

#### C 返信用封筒

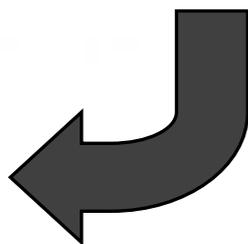
請求者の現住所・氏名を書いて切手を貼ってください。送付先は請求者の住民登録地になります。

#### D 三原村から発行しているもの

（国民健康保険証、印鑑登録証 など）

※国民健康保険証や後期高齢者医療等は、特例を除いて転出と同時に資格がなくなります。

※印鑑登録は（転出と同時に）廃止になりますので、印鑑登録証をお持ちの方は返還してください。



### ※注意事項※

○ 転出届は、引越し日から **14 日以内** に届出をしなければなりません。虚偽の届出をした場合（他の法令の規定により刑を科すべき場合を除く）や正当な理由がなく届出をしない場合は、住民基本台帳法第 53 条により 5 万円以下の過料に処せられます。

○ 代理人が請求する場合は、代理人の本人確認書類の写しを同封してください。転出される方との関係によっては委任状が必要になる場合があります。